

新潟県条例第94号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前					
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）					
占 用 物 件		占 用 料	所 在 地		占 用 料		所 在 地			
			単 位	所 在 地			単 位	所 在 地		
				市				町 村	市	町 村
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	(略)	450	350	第1種電柱	(略)	560	460		
	第2種電柱		700	540	第2種電柱		860	700		
	第3種電柱		940	730	第3種電柱		1,200	950		
	第1種電話柱		410	310	第1種電話柱		500	410		
	第2種電話柱		650	500	第2種電話柱		800	650		
	第3種電話柱		890	690	第3種電話柱		1,100	900		
	その他の柱類		41	31	その他の柱類		50	41		
	共架電線その他上空に設ける線類	(略)	4	3	共架電線その他上空に設ける線類	(略)	5	4		
	地下に設ける電線その他の線類		2	(略)	地下に設ける電線その他の線類		3	(略)		
	路上に設ける変圧器	(略)	400	310	路上に設ける変圧器	(略)	490	400		
	地下に設ける変圧器	(略)	240	190	地下に設ける変圧器	(略)	300	250		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	810	630	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	1,000	820		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		340	260	郵便差出箱及び信書便差出箱		420	340		
	広告塔	(略)	(略)	970	広告塔	(略)	(略)	990		
その他のもの	(略)	810	630	その他のもの	(略)	1,000	820			
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	37	28	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	45	37		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		49	38	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60	49		
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		97	75	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120	98		
	外径が0.4メートル以上1		240	190	外径が0.4メートル以上1		300	250		

	メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの		490	380	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	(略)		810	630	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	(略)		(略)		
	上空に設ける通路		980	(略)	
	地下に設ける通路		590	290	
	その他のもの		810	630	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	(略)				
	その他のもの	(略)	(略)	97	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	(略)	(略)	97
		その他のもの	(略)	(略)	970
	標識	(略)	650	500	
旗ざお	(略)				
	その他のもの	(略)	(略)	97	
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	(略)				
	その他のもの	(略)	(略)	97	
アーチ	車道を横断す	(略)	(略)	970	

	メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの		600	490	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	(略)		1,000	820	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	(略)		(略)		
	上空に設ける通路		1,000	(略)	
	地下に設ける通路		610	300	
	その他のもの		1,000	820	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	(略)				
	その他のもの	(略)	(略)	99	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	(略)	(略)	99
		その他のもの	(略)	(略)	990
	標識	(略)	800	650	
旗ざお	(略)				
	その他のもの	(略)	(略)	99	
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	(略)				
	その他のもの	(略)	(略)	99	
アーチ	車道を横断す	(略)	(略)	990	

		るもの					るもの		
		その他のもの					その他のもの		
			980	(略)			1,000	(略)	
政令第7条第2号に掲げる工作物	(略)		810	630	政令第7条第2号に掲げる工作物	(略)	1,000	820	
(略)			(略)		(略)		(略)		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	(略)		(略)	97	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	(略)	(略)	99	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			81	63	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		100	82	
(略)					(略)				
備考 (略)					備考 (略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。